

令和6年第8回寄居町農業委員会総会議事録			
開催年月日	令和6年8月26日(月)		
開催場所	寄居町役場 全員協議会室		
開会時刻宣告者	議長	戸屋 政春	午後1時30分
閉会時刻宣告者	議長	戸屋 政春	午後2時21分

委員出席状況

席次 番号	氏名	出・欠	席次 番号	氏名	出・欠
1	石 附 征 夫	出	11	吉 田 信 雄	出
2	梅 澤 功	出	12	坂 本 滋	出
3	新 井 徹	欠		坂 本 廣 久	出
4	中 島 広 文	出		柴 崎 徹	出
5	室 岡 重 雄	欠		横 田 義 教	出
6	金 子 達	出		伊 藤 隆 夫	出
7	小 和 瀬 守	出		轟 和 男	出
8	福 島 隆 志	出		栗 原 功	出
9	戸 屋 政 春	出		矢 那 瀬 信 一 郎	出
10	中 島 英 樹	出		清 水 克 樹	出

議事参与者

職 員

局 長 黒瀬秀明
 次 長 鈴木秀幸
 書 記 青木智史
 書 記 権田貴大

<p>事務局長 議長</p>	<p>(起立・礼・着席の発声)</p> <p>本日は、ご多忙のおり、ご参会いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>本日、室岡会長が欠席のため、副会長の戸屋が、議長を務めます。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>ただ今から、令和6年第8回寄居町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日、室岡会長、新井徹委員より欠席の旨の通告がありましたので、ご報告いたします。</p> <p>現在の出席委員は12名中10名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>事務局から本日の議事日程を朗読いたさせます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>令和6年第8回寄居町農業委員会総会、</p> <p>日程第1、議事録署名委員の選任について。</p> <p>日程第2、議案第70号から議案第73号、農地法第3条の規定による許可申請について。</p> <p>日程第3、議案第74号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について。</p> <p>日程第4、議案第75号から議案第79号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。</p> <p>日程第5、議案第80号、農用地利用集積計画による利用権の設定について。</p> <p>日程第6、議案第81号、農用地利用集積等促進計画の案について。</p> <p>議事日程は以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、日程第1、議事録署名委員の選任についてを議題といたします。</p> <p>寄居町農業委員会会議規則第11条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことをご異議ございませんか。</p>
<p>議長</p>	<p>(委員から、「なし」の声)</p> <p>それでは、中島広文委員と梅澤功委員をお願いいたします。</p> <p>続きまして、日程第2、議案第70号から議案第73号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第70号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の1ページをご覧ください。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請につきましては、農地を農地として、権利移転または設定をするものです。</p> <p>それでは、議案第70号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>別冊の案内図と併せて御覧ください。申請内容は、議案書のとおりです。</p> <p>申請地は、昨年10月の総会で、今回の申請の譲渡人が、この農地を譲り受けるとして、同じく3条許可申請の御審議を頂いた農地になります。</p> <p>前回の3条許可から間もない申請となりますが、現所有者である譲渡人が、農地取得後に入院などをし、営農できなくなったことから、処分を考えていたところ、農業を始めたい譲受人を見つけ、今回の申請に至ったとのことです。</p> <p>なお、申請人は今年の5月から、本申請地に隣接する住宅に住んでおり、本申請地で、ハーブやラベンダーの栽培を行うとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第3条第2項に規定されております、第1号全部効率利用、第4号農作業常時従事、第6号地域調和、全てにつきまして、農地法上の許可要</p>

	<p>件は、問題ないものと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>この件について、地元委員のご意見をお願いいたします。</p>
金子委員	<p>金子委員。</p> <p>先日、横田推進委員と現地確認を行いました。申請人双方にお会いできませんでしたが、現地の状況も確認し、問題ないものと思いますので、ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 70 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 70 号は原案のとおり、決定いたします。</p> <p>次に議案第 71 号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 71 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>別冊の案内図と併せて御覧ください。申請内容は、議案書のとおりです。</p> <p>本申請地は、譲受人の親族が相続してきましたが、最後に相続した現所有者の親族、譲受人の姪にあたりますが、その姪は町外に住んでおり、今後、本申請地を管理していくことが難しいため、本家である譲受人に譲りたいとの話があったため、申請に至ったものです。</p> <p>申請地では、露地野菜を栽培する予定とのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 3 条第 2 項に規定されております、第 1 号全部効率利用、第 4 号農作業常時従事、第 6 号地域調和、全てにつきまして、農地法上の許可要件は、問題ないものと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>この件について、まず、地元委員からご意見をお願いいたします。</p>
梅澤委員	<p>梅澤委員。</p> <p>昨日、譲受人と現地確認を行いました。何ら問題無いと思いますので、ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 71 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 71 号は原案のとおり、決定いたします。</p> <p>次に議案第 72 号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 72 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>別冊の案内図と併せて御覧ください。申請内容は、議案書のとおりです。</p> <p>譲受人は、自宅近くで長年耕作をしておりますが、近年、獣害が多く苦慮していたところ、譲渡人が酪農で忙しく、畑まで手が回らないとの話を聞き、本申請地であれば獣害も少なく、子どもが経営する会社も近いため、子どもの協力も得られることから、申請に至ったとのことです。</p> <p>本申請地においては、みかんや柿などの果樹と、露地野菜を栽培する予定とのことです。</p>

	<p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第3条第2項に規定されております、第1号全部効率利用、第4号農作業常時従事、第6号地域調和、全てにつきまして、農地法上の許可要件は、問題ないものと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>この件について、まず、地元委員からご意見をお願いいたします。</p>
中島委員	<p>中島委員。</p> <p>8月21日の朝に、現地確認を行い、譲渡人に事情を伺いました。</p> <p>先ほど、事務局から説明がありましたとおり、譲渡人宅では、これまで、乳牛の飼育をしていましたが、現在は、肉牛の飼育にシフトしており、畑は手が回らない状態とのことでした。</p> <p>こうした状況で、今回の話を受け、家族と相談し、申請に至ったようです。</p> <p>現地については、手が回らないとの情報のとおり、草が生い茂っている状態でした。譲受人が取得し、きれいに管理されるのであれば、何ら問題ないものと思います。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p>
	<p>(委員から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第72号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第72号は原案のとおり、決定いたします。</p> <p>次に議案第73号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第73号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>別冊の案内図と併せて御覧ください。申請内容は、議案書のとおりです。</p> <p>譲受人は、以前から野菜の栽培に興味があり耕作地を探していましたが、譲渡人の親戚の方から、管理ができないため、売り先を探しているとの話を聞き、交渉したところ、話がまとまったため、申請に至ったものです。</p> <p>なお、申請地では、季節の露地野菜を栽培する予定となっております。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第3条第2項に規定されております、第1号全部効率利用、第4号農作業常時従事、第6号地域調和、全てにつきまして、農地法上の許可要件は、問題ないものと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>この件について、まず、地元委員からご意見をお願いいたします。</p>
矢那瀬推進委員	<p>矢那瀬推進委員。</p> <p>昨日、3名の委員で、譲受人のご両親にお会いし、事情を伺いました。現地も確認し、問題ないものと思いますので、ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p>
	<p>(委員から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第73号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第73号は原案のとおり、決定いたします。</p> <p>続いて、日程第3、議案第74号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議</p>

	<p>題といたします。</p> <p>それでは、議案第 74 号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の 2 ページを御覧ください。</p> <p>農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請につきましては、所有者等の本人が、農地を農地以外の使用目的で転用するものです。</p> <p>それでは、議案第 74 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>申請者は、現在、〇〇番地の宅地に建つ居宅に、家族で居住しております。</p> <p>この居宅は、昭和 38 年に申請者の父が建築し、平成 27 年に申請者が相続したのですが、この度、この居宅の建て替えを検討し、土地について調査を行っていたところ、宅地の南側に隣接する本申請地 2 筆が、農地のままになっていることが判明し、南側町道からの出入口部でもあり、昔からの物置や車庫もあるため、引き続き宅地で利用する必要があることから、申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、本申請は追認事案ではありますが、農地法第 4 条第 6 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
事務局	
議長	<p>この件について、地元委員から、ご意見をお願いします。</p> <p>坂本推進委員。</p>
坂本推進委員	<p>22 日に石附委員と現地確認を行いました。現地は一部に作物等が植えてあり、農機具小屋等もありながら、自宅進入路となっております。</p> <p>申請者本人は不在でしたが、母親に事情を伺うと、現在の居宅を建て直す計画があり、建て直すには、農地の部分までかかってしまうとのことでした。</p> <p>問題ないものと思いますので、ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見はございますか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 74 号について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 74 号は原案のとおり、許可相当として知事に意見を送付します。</p> <p>続きまして、日程第 4、議案第 75 号から議案第 79 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 75 号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の 3 ページを御覧ください。</p> <p>農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請につきましては、農地の所有者等から別の者への権利移転、または、設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、農地を農地以外の使用目的とするものです。</p> <p>それでは、議案第 75 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>申請者、譲受人は、現在、県内他市の借家に夫婦で居住しておりますが、夫の両親の近くで生活していきたいと考え、親族で相談したところ、祖父である譲渡人から本申請地を借り</p>

	<p>受けられることとなったため、申請に至ったとのこと。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、本件の農地は第1種農地ですが、農地法施行規則第33条第4号によりまして、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものにつきましては、例外として許可となるものとされております。</p> <p>また、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきましても、該当するものと考えます。</p> <p>なお、本申請地は、本年2月26日の寄居町農業振興地域促進協議会で御審議を頂き、本年5月21日に、除外手続が完了しております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	この件について、地元委員のご意見をお願いします。
伊藤推進委員	伊藤推進委員。
議長	先日、確認をしまいいりまして、異議ありません。
議長	他にご意見はございませんか。 (委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは、採決いたします。 議案第75号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第75号は原案のとおり、許可相当として知事に意見を送付します。
事務局	次に、議案第76号について、事務局の説明を求めます。 それでは、議案第76号につきまして、御説明申し上げます。 別冊の案内図と併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。 申請者、譲受人は、都内に所在する、主に自然エネルギーによる発電事業を行う法人で、太陽発電事業地の検討を行っていたところ、本申請地と、その北側の隣接地で、同じく譲渡人が所有する隣接する3筆の宅地を譲り受けられることとなり、申請に至ったとのことです。 なお、本申請の前に、町の太陽光条例に基づく事前協議を5月28日に、また、地元説明会を6月14日に済んでいることを担当課に確認しております。
議長	本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、該当するものと考えます。 説明は以上です。
議長	この件について、地元委員のご意見をお願いいたします。
伊藤推進委員	伊藤推進委員。
議長	異議ありません。
議長	他にご意見はございませんか。 (委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第76号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第76号は原案のとおり許可相当として知事に意見を送付します。 次に議案第77号について、事務局の説明を求めます。

事務局	<p>それでは、議案第 77 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>別冊の案内図と併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>申請地は、都市計画法の用途区域内の土地となります。</p> <p>申請者、譲受人は、現在、県内他市の借家に夫婦で居住しておりますが、借家が手狭になり、妻の両親の近くで生活していきたいと考え、親族で相談したところ、父である譲渡人から本申請地を借り受けられることとなったため、申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条第 2 項第 1 号、ロ、(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。</p> <p>また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>この件について、地元委員のご意見をお願いいたします。</p> <p>栗原推進委員。</p>
栗原推進委員	<p>20 日に、吉田委員と現地を確認し、譲渡人に事情を伺いました。</p> <p>事務局の説明にありましたとおり、娘さんが結婚し、父親から土地を借りて、家を建てたいとのことでした。</p> <p>御審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 77 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 77 号は原案のとおり、許可相当として知事に意見を送付します。</p> <p>次に議案第 78 号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 78 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>別冊の案内図と併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>申請地は、都市計画法の用途区域内の土地となります。</p> <p>申請者、譲受人は町内所在で、主に土木建設業を行う法人ですが、この度、町が発注した下水道工事を請け負いましたが、管渠を敷設する町道の幅員が 2m～2.4m と狭いことから、工事用車両の進入や、作業のスペースを確保する必要があり、工事する町道に沿った土地を最低限の範囲で利用したいと考え、譲渡人に相談したところ、無償で借り受けられることとなり、申請に至ったとのことです。</p> <p>本申請は、一時転用許可を受けるものであり、使用期間は、許可日から令和 7 年 6 月 30 日までとなっております。</p> <p>施工方法は、工事中の使用時は鉄板敷とし、復元方法は、鉄板の撤去後、バックホウによる整地をする計画です。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条第 2 項第 1 号、ロ、(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。</p> <p>また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>

議長	この件について、地元委員のご意見をお願いいたします。
吉田委員	吉田委員。 20日の火曜日に、栗原推進委員と現地確認を行いました。 譲受人には、電話にて、内容の確認を行いました。事務局の説明のとおり、公共下水の工事を行うため、仮設工事道として申請に至っております。 問題ないものと思いますので、ご審議をお願いいたします。
議長	他にご意見はございませんか。
議長	(委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第78号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第78号は原案のとおり、許可相当として知事に意見を送付します。
事務局	次に議案第79号について、事務局の説明を求めます。 それでは、議案第79号につきまして、御説明申し上げます。 別冊の案内図と併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。 申請地は、都市計画法の用途区域内の土地となります。 申請者、譲受人は町内所在で、主に土木建設業を行う法人で、議案第78号と同じく、町が発注した下水道工事を請け負いましたが、本申請地の西側にある住宅の住民の唯一の生活道を工事するため、工事作業中の迂回路を設置する必要があり、本議案の譲渡人に相談したところ、本申請地を借り受けられることとなったことから、申請に至ったとのことです。 本申請は、一時転用許可を受けるものであり、使用期間は、許可日から5ヶ月間となっております。 施工方法は、工事中の使用時は鉄板敷とし、復元方法は、鉄板の撤去後、バックホウによる整地をする計画です。 本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第5条第2項第1号、ロ、(1)の第3種農地ですので、原則として許可となるものです。 また、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。 説明は以上です。
議長	この件について、地元委員のご意見をお願いします。
梅澤委員	梅澤委員。 土曜日に現地を確認しました。事務局の説明のとおりで、問題ないものと思いますので、ご審議をお願いいたします。
議長	他にご意見はございませんか。
議長	(委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第79号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第79号は原案のとおり、許可相当として知事に意見を送付します。 続きまして、日程第5、議案第80号、農用地利用集積計画による利用権の設定についてを議題といたしますが、伊藤推進委員が関係する事案があり、伊藤推進委員から退席の申し入

	<p>れがありましたので、許可することといたしました。</p> <p>伊藤推進委員は、審議開始から終了まで退席をお願いします。</p> <p>(伊藤推進委員が退席)</p>
議長 事務局	<p>それでは、議案第 80 号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の 4 ページから 5 ページを御覧ください。</p> <p>町が定める農用地利用集積計画による利用権の設定、移転につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定により、農業委員会の決定が必要となるため、御審議いただくものです。</p> <p>それでは、議案第 80 号につきまして、説明いたします。</p> <p>今回の計画は、全 37 筆で、合計面積が 41,254 m²です。</p> <p>農地の内訳は、全て畑となります。</p> <p>整理番号 3 番から 6 番の新設定 2 筆について御説明いたします。</p> <p>こちらは先ほど 3 条許可申請の御審議いただきました議案第 70 号の譲受人が借り受けるもので、こちらでもラベンダーやハーブを栽培するとのことです。</p> <p>30 番から 37 番は、次の議案第 81 号で御審議を頂きます、農地中間管理事業の貸借のものになります。</p> <p>今回の計画の決定基準ですが、農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長 梅澤委員	<p>この件について、町から決定を求められていますが、何かご意見はございますか。</p> <p>梅澤委員。</p> <p>農地中間管理事業の議案について、(耕作者 A)が借受人にありますが、ここは以前、(耕作者 B)が借りていたと思いますが、辞めてしまったということでしょうか。</p>
議長 事務局	<p>事務局。</p> <p>梅澤委員の御質問に回答いたします。</p> <p>(耕作者 A)は、解約いたしまして、次の議案で御審議頂く(耕作者 B)が借り受けるということで、御審議頂ければと存じます。</p>
梅澤委員 議長	<p>了解しました。</p> <p>他にご意見はございますか。</p> <p>(委員から「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 80 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 80 号は原案のとおり決定し町へ報告いたします。</p> <p>議案審議が終了しましたので、伊藤推進委員は複席してください。</p> <p>(伊藤推進委員が複席)</p>
議長	<p>続きまして、日程第 6、議案第 81 号、農用地利用集積等促進計画の案についてを議題といたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 81 号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の 6 ページをご覧ください。議案第 81 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>この農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づくもので、</p>

同法、第 18 条第 3 項の規定により、農地中間管理機構が、この計画を定める場合には、農業委員会の意見を聴くものとされているものです。

農地中間管理事業の農地の貸し借りを簡単に申し上げますと、まず、利用権設定の制度の下で、埼玉県農地中間管理機構の指定を受けている埼玉県農林公社が、地権者から農地を借り受けます。

次に、埼玉県農林公社が地権者から借り受けた、その農地を、借受希望者に転貸することを定めるのが、この農用地利用集積等促進計画になります。

今回、転貸する農地 8 筆の借受者は 1 名で、議案書のとおりです。

次の 7 ページの審議用資料図面を御覧ください。

今回転貸するのは、塚田地内の農地で、関越自動車道と今市塚田道の間黒丸の中の、赤線で囲んだ農地 7 筆と、関越自動車道の東側の農地 1 筆が、今回、転貸する農地になります。

借受後は、露地野菜を作付けする計画となっております。

また、今回の転貸により、この借受人が、農地中間管理事業で借り受ける農地は、10 筆、約 1.6ha になります。

当農業委員会が、この計画案を承認決定した場合の、その後の流れを申し上げますと、町から埼玉県農地中間管理機構に、この計画案を送付し、その後、埼玉県農地中間管理機構内での決定を経まして、埼玉県知事が認可・公告を行い、借受希望者に転貸されることとなります。

説明は以上です。

議長 この件について、町から決定を求められていますが、何かご意見はございませんか。
(委員から、「なし」の声)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第 81 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第 81 号は原案のとおり決定し、町へ報告いたします。
以上で全ての議案審議が終了しました。委員さんから、なにかありましたら、お願いします。

梅澤委員 梅澤委員。
議案第 81 号の審議用資料の地図内にあるピンクで示された耕作者ですが、すでに撤退したという噂を聞いております。

議長 畑が荒れていて、どうしようもありません。噂では東北のネギ農家が引き継ぐような話を聞いていますが、役場には情報が来ているのでしょうか。知っていたら教えてください。

事務局 事務局。
梅澤委員の御質問に回答いたします。

(借受人名 C) が借り受けている農地のことと存じますが、事務局が先日、耕作地を確認した際も、作付けがされていない状況でございまして、次の耕作者が内定しているというような情報も聞いておりません。

農地中間管理事業の仕組みとしては、地主から借り受けているのは、埼玉県農林公社ですが、本件についての情報は、公社から町に対しても、特に頂いていない状況です。

議長 梅澤委員。
梅澤委員 (借受人 C) は、埼玉県内で 70 町歩ほど、耕作していると聞いています。撤退するにしても、

	<p>すぐに次の耕作者を見つけるように動いてもらえないと、現地はすごい背丈の草が生えている状況もありますので、よろしく願いいたします。</p>
議長 事務局	<p>事務局。 町としても、借受人の(耕作者C)が返却するといった情報も頂いていない状況ですので、まずは、現在どういった状況であるのか、埼玉県農林公社への確認から行ってまいりたいと思います。</p>
議長	<p>他にご意見はございますか。 (委員から、「なし」の声)</p>
議長 事務局長	<p>よろしいですか。事務局から何かありますか。 事務局から1点、ご連絡いたします。 次回の総会ですが、9月25日、水曜日の午後1時30分からでお願いしたいと存じます。 繰り返しご案内申し上げます。 9月25日、水曜日の午後1時30分から総会をお願いいたします。お忙しいところ恐れ入りますが、よろしく願いいたします。</p>
議長 事務局長	<p>それでは、他に無いようですので、令和6年第8回総会を閉会いたします。 ご協力ありがとうございました。 (起立、礼、着席の発声)</p>

署名委員の決定について議長指名により

中島 広文 委員 梅澤 功 委員

以上2名を選任する

上記顛末に相違のないことを証するためここに署名する。

令和6年8月26日

議 長

戸屋政春

委 員

梅澤 功

委 員

中島広文